

香川県報



号外

平成 18 年

8月18日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

選挙管理委員会告示

- 香川県議会議員補欠選挙の期日等 一
- 香川県知事選挙の執行に伴い同時に行う香川県議会議員補欠選挙 二
- 香川県知事選挙及びこれと同時に執行する香川県議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序 二
- 香川県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者の選任 二
- 香川県議会議員補欠選挙において用いる投票用紙の様式 三
- 香川県議会議員補欠選挙における選挙会の日時及び場所 三
- 香川県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所 三
- 香川県議会議員補欠選挙における香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為を取り扱う場所 四
- 香川県議会議員補欠選挙において候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 四
- 香川県議会議員補欠選挙における選挙公報に関する申請、申出その他の行為を取り扱う場所 四
- 香川県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所 四
- 香川県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 四
- 香川県議会議員補欠選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等 四
- 香川県議会議員補欠選挙における政治活動に関する届出、請求、申出その他 四

の行為を取り扱う場所

- 香川県議会議員補欠選挙高松市選挙区選挙長告示
 - 香川県議会議員補欠選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所
- 香川県議会議員補欠選挙仲多度郡第一選挙区選挙長告示
 - 香川県議会議員補欠選挙における選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所

選挙管理委員会告示

- 香川県選挙管理委員会告示第百三十八号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により、香川県議会議員補欠選挙を次のとおり執行する。
平成十八年八月十八日
香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦
- 一 選挙の期日
平成十八年八月二十七日
- 二 選挙区及び選挙すべき議員の数
 - 高松市選挙区 一人
 - 仲多度郡第一選挙区 一人
- 香川県選挙管理委員会告示第百三十九号
平成十八年八月二十七日香川県知事選挙が執行されることに伴い、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により同日行われることとなる香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）は、同法第百十九条第一項の規定により、香川県知事選挙と同時に行うものとする。
平成十八年八月十八日
香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦
- 香川県選挙管理委員会告示第百四十号
平成十八年八月二十七日執行の香川県知事選挙及びこれと同時に執行する香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）における投票及び開票の順序を公職

選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定に基づき次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 投票の順序

投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序

1 香川県知事選挙の投票

2 香川県議会議員補欠選挙の投票

二 開票の順序

開票を同時に行う開票所以外の開票所における開票の順序

1 香川県知事選挙の開票

2 香川県議会議員補欠選挙の開票

●香川県選挙管理委員会告示第百四十一号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
高松市選挙区	高松市片原町三番地五	大森 巧	高松市高松町一四九三番地四	大西 博敏
仲多度郡第一選挙区	坂出市林田町一三八番地	西紋 彰彦	観音寺市大野原町井関七一六番地三	窪田 義彦

●香川県選挙管理委員会告示第百四十二号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 香川県議会議員補欠選挙投票用紙

香川県議会議員補欠選挙投票

香川県選挙管理委員会印

- (注意)
- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 - 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考 オレンジ色の用紙に黒色のインクで印刷する。

二 香川県議会議員補欠選挙点字投票用紙

香川県議会議員補欠選挙投票

香川県選挙管理委員会印

- (注意)
- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 - 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考 1 オレンジ色の用紙に黒色のインクで印刷する。

2 点字投票である旨の表示を赤色のインクで印刷する。

3 右上部に「げんぎ」と点字で表示する。

●香川県選挙管理委員会告示第百四十三号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）の投票用紙、投票用封筒、郵便等による不在者投票における投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、香川県選挙管理委員会の印とし、印は、刷込式とする。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

●香川県選挙管理委員会告示第百四十四号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

選挙区	日 時	場 所
高松市選挙区	平成十八年八月二十九日 午前十時	高松市番町一丁目 高松市役所一二階二二一会議室
仲多度郡第一選挙区	平成十八年八月二十九日 午前九時	善通寺市生野本町一丁目 香川県仲多度合同庁舎三階第一会議室

●香川県選挙管理委員会告示第百四十五号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所

高松市選挙区

高松市番町一丁目 高松市役所内 高松市選挙管理委員会室
ただし、八月十八日午前十時までは、高松市役所一二階二二一会議室

仲多度郡第一選挙区

高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室
ただし、八月十八日は、善通寺市生野本町一丁目 香川県仲多度合同庁舎三階大会議室

●香川県選挙管理委員会告示第百四十六号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙において、香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為（選挙公報及び政治活動に関するものを除く。）を取り扱う場所は、次のとおりとする。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

選挙区	場 所
高松市選挙区	高松市番町一丁目 高松市役所内 高松市選挙管理委員会事務局（香川県選挙管理委員会高松地方事務局） ただし、八月十八日午前十時までは、高松市役所一二階二二一会議室
仲多度郡第一選挙区	高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局 ただし、八月十八日は、善通寺市生野本町一丁目 香川県仲多度合同庁舎三階大会議室

●香川県選挙管理委員会告示第百四十七号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）において、候補者がポスター掲示場に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十三条第一項第五号のポスターの掲示を開始できる期日を、同法第百四十四条の二十第十項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日 平成十八年八月十八日

●香川県選挙管理委員会告示第四百四十八号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）において、香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和四十九年香川県条例第四十一号）又は同条例に基づく規則により香川県選挙管理委員会に對してする申請、申出その他の行為を取り扱う場所は、次のとおりとする。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

●香川県選挙管理委員会告示第四百四十九号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）において、香川県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和四十九年香川県条例第四十一号）第四条第二項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 日 時 平成十八年八月十八日 午後五時三十分

二 場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

●香川県選挙管理委員会告示第五百十号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

選 挙 区	制 限 額
高松市選挙区	五、五八一、九〇〇円
仲多度郡第一選挙区	五、〇〇一、九〇〇円

●香川県選挙管理委員会告示第五百五十一号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十七条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額

イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ハ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

ニ 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元

ホ 弁当料 一食につき千円、一日につき三千元

ヘ 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の最高額

イ 基本日額 一万円

ロ 超過勤務手当 一日につきイの額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の最高額

イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一のイ、ロ及びハに掲げる額

ロ 宿泊料（食事料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の最高額

イ 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

ロ 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使

用する者及び専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円

●香川県選挙管理委員会告示第百五十二号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区及び仲多度郡第一選挙区）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十四章の三（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定に基づき香川県選挙管理委員会に対してする届出、請求、申出その他の行為を取り扱う場所は、次のとおりとする。

平成十八年八月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会事務局

香川県議会議員補欠選挙高松市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員補欠選挙高松市選挙区選挙長告示第一号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県議会議員補欠選挙高松市選挙区選挙長 大森巧

一日 時 平成十八年八月二十四日 午後五時三十分

二場 所 高松市番町一丁目 高松市役所内 高松市選挙管理委員会室

香川県議会議員補欠選挙仲多度郡第一選挙区選挙長告示

●香川県議会議員補欠選挙仲多度郡第一選挙区選挙長告示第一号

平成十八年八月二十七日執行の香川県議会議員補欠選挙（仲多度郡第一選挙区）につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項及び第四項の規定による選挙会の選挙立会人を定めるために行うくじの日時及び場所を次のとおり定める。

平成十八年八月十八日

香川県議会議員補欠選挙仲多度郡第一選挙区選挙長 西紋彰彦

一日 時 平成十八年八月二十五日 午前十時
二場 所 高松市番町四丁目 香川県庁内 香川県選挙管理委員会室

平成十八年八月十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています